

平成5年12月16日

中小企業向け緊急不況対策

臨時特別資金受付・不況対策相談開始

豊島区で16日、不況に悩む中小企業を支援するための緊急対策として先日とりまとめた「不況対策臨時特別資金」の申込み受付と「中小企業不況対策相談室」での相談を開始した。

「不況対策臨時特別資金」は、2百万円を限度に本人負担利率1%で融資が受けられるもので、返済期間は据え置き期間12か月を含め84か月。同区がこれまでに実施してきた緊急融資を断られたり、融資額を減らされたりした小規模企業者が対象。今月初めの発表から1日約20件の電話等での問い合わせがあったが、受付初日の今日は、昼までに24件の申込みと45件の電話での問い合わせがあった。区経済課で予定した月30件、総数で100件の受付件数を大きく上回るのは確実に、今回の不況の深刻さを物語るものとなっている。なお、受付は区役所分庁舎A館2階豊島区商工相談所で行っている。

また、「中小企業不況対策相談室」は、区役所本庁舎3階第7会議室に設置され、経営・金融、法律、税務、年金保険の4部門で、中小企業診断士、弁護士、税理士、社会保険労務士がそれぞれの相談に応ずる。費用は無料。

期間は、ともに来年の3月31日まで。また、受付時間等は「不況対策臨時特別資金」が午前10時から午後4時30分まで。「中小企業不況対策相談室」が、経営・金融部門が月曜日から金曜日までの毎日、法律部門が水曜日・金曜日、税務部門が火曜日・木曜日、年金保険部門が火曜日・木曜日のそれぞれ週2回で、午後1時から午後4時まで。

詳細 経済課商工指導係
豊島区商工相談所